

パブリックコメントでいただいた意見に係る計画への反映一覧

	意見の要旨	計画への反映箇所	反映内容	
			<修正前>	<修正後 ※修正箇所は下線部分>
1	児童相談所、児童養護施設、まるっとこどもセンターの各施設について、役割分担、施設の違いをわかりやすい言葉やイラストで市民に伝えるべき。枚方市にとって、重要不可欠な施設(施策)なので、市民に正しく理解してもらえるように広報などで周知してほしい。	計画(案)45ページ (4)社会的養育の基盤づくり	本市において、毎年度新たに施設入所・里親委託を必要とする子どもは約40名程度であることから、一時保護の長期化を防ぎ必要なタイミングで、できる限り市内の施設や里親家庭で生活できるよう確保方策を示す、「枚方市社会的養育推進計画」を策定する予定です。	本市において、毎年度新たに施設入所・里親委託を必要とする子どもは約40名程度であることから、一時保護の長期化を防ぎ必要なタイミングで、できる限り市内の施設や里親家庭で生活できるよう確保方策を示す、「枚方市社会的養育推進計画」を策定する予定です。 <u>また、児童相談所とまるっとこどもセンター、児童養護施設を含む社会的養育の役割について、市民等に理解され、協力していただけるよう、広報啓発等にも取り組みます。</u>
2	安心して相談できる施設にするため専門の職員を置いてほしい。	計画(案)44ページ (2)子どもの権利擁護 ②子どもの意見表明等支援	子どもの意見表明権の保障を目的に、子ども自身が実現したいことを考え、周囲に説明できる(セルフアドボカシー)ように支援する意見表明等支援員(アドボケイト)と協働できるよう、民間団体との連携を検討します。	子どもの意見表明権の保障を目的に、子ども自身が実現したいことを考え、周囲に説明できる(セルフアドボカシー)できるように、 <u>子どもの状況を理解して関われる、相談しやすい職員を育成するとともに、</u> 意見表明等支援員(アドボケイト)と協働できるよう、民間団体等との連携を検討します。
3	児相の業務の中に非行児童への対応があるが、当該児童が家庭裁判所に送致されると児相の関与が途切れてしまうケースがある。当該基本計画の基本方針の切れ目のない総合的・重層的支援の一端に、矯正施設及び更生保護官署といった国の機関との連携を検討してほしい。例えば、P29「(3)児童相談所・まるっとこどもセンターと関係機関・団体の連携」に、「少年院・少年鑑別所・保護観察所」を追記。要保護児童対策協議会の常任メンバーではないが、個別の連携先として明記することにより当該児童の存在が明確になる。P34「一時保護エリアの面接室の用途等」に、「担当保護司・保護観察官との面接」を追記。保護観察中の児童が一時保護された場合でも、保護観察処分は継続することを周知させることにより、連携に齟齬が生じにくくなる。P43「④高い専門性を有する民間団体との連携」を「民間団体等」とし、「大阪法務少年支援センター」との連携を検討する。大阪法務少年支援センター(大阪少年鑑別所)は、非行少年及びその保護者だけでなく、広く青少年の健全育成に携わっている、高い専門性を有する国の機関である。	計画(案)44ページ (1)子ども及び保護者への支援の専門性の確保 ③児童相談所の運営や具体的な業務手順等の検討	本市の児童相談所の設置により、まるっとこどもセンターとの役割分担と連携手法、児童相談所の通告受理や相談受付後の具体的な対応手順、一時保護施設における子どもへの具体的な支援内容など、様々な児童相談所の業務について実際の動きを踏まえて検討し、職員が理解して取り組めるようにわかりやすく文書化していく必要があります。	本市の児童相談所の設置により、まるっとこどもセンターとの役割分担と連携手法、児童相談所の通告受理や相談受付後の具体的な対応手順、一時保護施設における子どもへの具体的な支援内容、 <u>子どもの自立に向けた関係機関等と連携した支援</u> など、様々な児童相談所の業務について実際の動きを踏まえて検討し、職員が理解して取り組めるようにわかりやすく文書化していきます。